

ゲストアカウント利用者向け（簡易版）遵守事項（通知書）

横浜国立大学 情報基盤センター

本学のネットワークを利用するすべての者（学外者も含む）は、本学情報システム利用規則（規則第38号）を遵守しなくてはなりません。

<https://somu-somu.ynu.ac.jp/gakugai/kisoku/act/110000045.html>

しかしながら、本通知書にこの規則内容をすべて記載すると長くなってしまいますので、本通知書では、禁止事項のみを記載することとします。ゲストアカウント利用する者は、以下に掲げる行為を行ってはなりません。また、ゲストアカウントを利用した場合、本遵守事項を了承したとみなします。

<禁止事項>

- (1) 自身に割り当てられたゲストアカウントを他者に使用させたり、他者のゲストアカウントを使用する行為
- (2) 他者の認証情報を聞き出したり、使用する行為
- (3) 差別、名誉毀損、侮辱及びハラスメントにあたる行為
- (4) 個人情報及びプライバシーを侵害する行為
- (5) 守秘義務違反行為
- (6) 著作権等の財産権の侵害行為
- (7) 営業ないし商業を目的としたネットワーク利用
- (8) 本学情報ネットワーク、情報システムの運用を妨げる行為
- (9) 法令に基づく処罰の対象となり、又は損害賠償等の民事責任を発生させる行為
- (10) 前各号の行為を助長する行為